

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにかが

平成 23 年 1 月 18 日

全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁 山名 酒税課長

平成 23 年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様方に新年の御挨拶を申し上げます。本年が皆様にとって幸多い年となりますことを祈念申し上げます。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などに伴い、大きく変化しています。

国税庁は、酒類業の健全な発達の確保を図ることを任務としており、その任務を達成するため、このような酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から「酒類の公正な取引環境の整備」、「酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応」、「酒類販売管理に対する社会的要請への対応」、「中小酒類業者の経営改善等に対する支援」などの取組を行っております。

まず、酒類の公正な取引環境の整備については、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」（指針）を制定・公表し、あらゆる機会を通じ、これを遵守していただくよう啓発するとともに、「指針」の趣旨に則り、酒類の取引状況等実態調査を効果的に実施し、指針のルールに則していない取引等が認められた場合には、改善指導等を行うほか、調査において独占禁止法に違反する事実があると思料した場合は、公正取引委員会にその事実を報告するなど公正取引委員会とも連携し、適切に対処しているところです。

また、昨年1月から施行されている改正独占禁止法に伴い、平成21年12月に公正取引委員会において酒類ガイドラインを含め、不当廉売等に関するガイドラインが改定され、さらに、昨年11月には優越的地位の濫用ガイドラインが公表され優越的地位の濫用に対する考え方が明確化されたところです。国税庁といたしましては、各ガイドラインも踏まえつつ、より効果的な取引実態調査を実施していくなど、引き続き、公正な取引環境の整備に配意してまいりたいと考えております。

次に、中小酒類業者の経営改善等に対する支援については、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を国税庁ホームページで情報提供するほか、経営指導の専門家等を講師とした研修会における経営革新等の取組事例の紹介、中小企業施策に関する情報の提供を行っております。今後も有用な情報を提供してまいりたいと考えていますので、御活用いただければと思います。

最後に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）について述べさせていただきます。

e-Tax につきましては、納税者の利便性の向上や事務の効率化に資することから、その普及拡大に向けて積極的に取り組んでいます。酒類流通業者である皆様方におかれましては、酒類の販売数量等報告書などの酒税に関する手続きに関しましては既にご利用いただいている方もおられると思いますが、所得税・法人税・消費税などの他税目についても、申告等の手続の際には、事務の省力化、ペーパーレス化にもつながる e-Tax を積極的に活用していただきますようお願いいたします（詳細は e-Tax ホームページ「<http://www.e-tax.nta.go.jp>」をご覧ください。）。

新しい年、平成 23 年が皆様にとりまして御多幸と御繁栄の年となりますよう重ねて祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

○ 平成 22 年 12 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

期間 区分	12 月			1 ～ 12 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	356,734	379,997	93.9	2,917,811	3,026,191	96.4
発泡酒	94,732	118,755	79.8	988,366	1,201,180	82.3
新ジャンル	185,645	184,448	100.6	1,906,933	1,754,567	108.7
計	637,111	683,200	93.3	5,813,110	5,981,938	97.2